

パブリックコメントの回答について

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、令和3年12月24日から令和4年1月17日までの募集し、1名から意見が提出されました。

いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

意見

消防団員をしています、消防団活動をしていることにより家族に迷惑もかけ子供の面倒も操法期間中にはほとんど見ることも出来ません。

市の財政も大変なのは分かりますが、それだけの家族の時間を犠牲にしてまで消防団員の仕事をすることには疑問があります。

災害時 8000 円に上がるのはありがたいですが、2021 年のお盆の土砂災害時は、ほぼ 20 時間は消防団活動をしておりました。

市役所や消防署はしっかり給料が支払われますが、消防団員はボランティアという名目でほとんど手当も出ません。

また、操法訓練期間と器具庫点検で 15 日の上限はすぐ過ぎてしまいタダ働きとなります。

消防庁から要請があるように、基本的に災害時以外も 8000 円くらい手当が無いと少なすぎます。自分も嫌な事を他の人にも押し付けたくない、新規の消防団員の加入もしたくないと思っているのが現状です。

意見に対する市の考え方

○報酬について

現在恵那市では、災害への出動に対する消防団員への費用支給については、1 回あたり 1,500 円で回数の上限は設けていません。

近年の各種災害の増加に比べ全国的に消防団員の減少が続いている現状を危惧し、消防団員の処遇改善のため総務省消防庁より出動報酬基準額の引き上げの助言がありました。当市としても災害出動に対しては 1 日あたり最大 8,000 円を支給し、災害に出動していただいた分の報酬を支払うことができるようにするため条例改正を行いません。従いまして、昨年 8 月に発生しました豪雨災害のような長期間の災害にも活動に応じて現在より多くの報酬を支給できるようになります。

また、訓練、点検等に参加した際に支払う報酬については、今後市の財政状況を考慮しながら回数や金額の見直しを検討していきます。

○消防団員の災害時と訓練等の活動について

近年自然災害のような長期間に及ぶ災害が増加しており、消防本部としても消防団員の災害時長時間活動についての問題点を把握しています。

また、13分団にヒアリングを行い操法に関する意見もいただいておりますので、これらの意見を「恵那市消防団活性化委員会」等の会議において協議し消防団員の負担を減らしていくような検討をしていく方針です。